

広報 あびこ

2006年(平成18年) No.1173

9.16

毎月1日・16日発行
 我孫子市役所総務部広報室
 ☎ 04-7185-1111 代表
 FAX 04-7185-0127
 Eメール kouhou@city.abiko.chiba.jp
 〒 270-1192 我孫子市我孫子 1858 番地
 市ホームページアドレス
<http://www.city.abiko.chiba.jp>

人口と世帯

9月1日現在 ()内は対前年同月比

■人口	133,195人 (+585人)
	[うち外国人926人]
男	66,032人 (+192人)
女	67,163人 (+393人)
■世帯	52,132世帯 (+900世帯)

※住民基本台帳人口・世帯に外国人登録者数・世帯数を加えた数値です。



2年間の検討を経て 我孫子市自治基本条例案を提案

地方分権の時代を迎え、自治体は今まで以上に、地域のことは地域で考え、自己責任で自己決定していくこととなります。今まさに、地域の民主主義を進展させ、より一層、市民の意思に基づいた自治体運営が求められています。そのため、全国一律の地方自治法だけでなく、我孫子市の自治体運営の基本ルールとして、「自治基本条例」を定めることにしました。この条例案の主な特長は次のとおりです。条例案の全文は、5面・6面に掲載しています。

市議会の権限を強化

市議会が地方自治法の規定に基づき、市の予算や条例などを議決します。

しかし、市の計画について議決するのは、「総合計画」の中の「基本構想」だけです。「都市計画マスタープラン」「緑の基本計画」「商業活性化ビジョン」などの多くの計画は、市長の権限で決定し、議会の議決は必要ありません。

市議会が市民の苦情を受け付けて調査

市議会に、日々の行政に対する市民からの苦情を受け付け、調査する機関を置きます。もちろん行政も、自ら苦情解決に努力しますが、行政への苦情を行政に申し立てるより、議会に訴えたほうが効果が高いことも多くあります。

また、身近に知り合いの議員がいない市民も、自分の困りごとを議会に取り上げてもらいやすくなります。市議会からは正提言があった

市議会の定数は市民の意見を聴いて決める

市議会議員の定数は条例で定められており、市議会が決定します。議員は自らの身分に関することを自分で決定することになりますから、必ず市民から意見を聴く手続きを行うことにします。

市長候補者のローカル・マニフェスト作成

市長候補者は、抽象的な公約ではなく、政策の理念と目標を明確にして、達成できたかどうか検証可能な具体的な公約(ローカル・マニフェスト)を作成します。これによって市民は、選挙を通して地域づくりの理念や基本政策を、より的確に選択できるようにになります。

情報共有を推進

市民が自ら考え行動し、市民自治を実現するためには、市政に関する情報を、市民と市議会と行政が共有することが大切です。このため、適切な文書管理と積極的な情報公開を進めることを定めます。また、未来の市

市長は3期までに

任を果たす必要があります。いろいろな得意分野を持つ人が市長を務めることで、長期的に見てバランスのとれた都市の成長を図ることが出来ます。このため、市長は連続して3期を超えて在任しないように努めることにします。

市民参加と協働を推進

市民が市政に対して意見を表明したり、提言したり、政策の作成・実施・評価の過程に参加したりできるように、さまざまな市民参加制度を作ることを定めます。審議会の委員公募、傍聴者の発言制度、対話集会(タウンミーティング)、意見公募(パブリックコメント)、市民による条例案づくりへの協力、市民投票条例などです。

市議会定例会の日程が変更

9月4日に開会された第3回定例会の日程は、次のとおり変更となりました。

9月25日(月) 自治基本条例審査特別委員会：午前10時
 9月26日(火) 予算審査特別委員会：午後1時

9月27日(水) 本会議(採決など)：午後2時
 9月27日(水) 本会議(採決など)：午後2時
 9月27日(水) 本会議(採決など)：午後2時
 9月27日(水) 本会議(採決など)：午後2時
 9月27日(水) 本会議(採決など)：午後2時

条例案作成までの経過

2005年1月 「(仮称)我孫子市自治基本条例」を考える懇談会を設置
 公募市民、市民団体、学識経験者15人で構成する「(仮称)我孫子市自治基本条例」を考える懇談会(座長：四日市大学教授岩崎恭典さん)を設置。

2005年10月 提言書の提出を受けてシンポジウムを開催
 懇談会から市長に「自治基本条例に関する提言」が提出される。10月23日には、提言についてのシンポジウムを開催。

2005年11月 「自治基本条例の基本的な考え方」を作成
 市は、懇談会の提言を踏まえ「自治基本条例の基本的な考え方」を作成。パブリックコメントを実施するとともに、市内6地区でタウンミーティング(市政ふれあい懇談会)を開催。

2006年2月 策定委員会で条例案づくりを開始
 公募市民、自治会、市民団体、学識経験者、学生、市職員32人で構成する「(仮称)我孫子市自治基本条例」策定委員会(委員長：福嶋浩彦市長)を発足。その後、計46回の会議を開催し、条例案づくりに取り組む。

2006年7月 条例1次案を公表
 7月1日に条例1次案を公表。パブリックコメントを実施するとともに、7月9日にタウンミーティングをアピスタと湖北台近隣センターで開催。

2006年8月 条例2次案を公表
 8月1日に条例2次案を公表。パブリックコメントを実施するとともに、8月12日にタウンミーティングをアピスタで開催。

2006年9月 条例最終案を市議会へ提案
 9月3日に策定委員会で条例最終案を作成。「我孫子市自治基本条例案」を開会中の市議会定例会へ追加議案として提案。市議会では、9月25日の自治基本条例審査特別委員会で審議の予定。

住民参加型市場公募債 「オオバンあびこ市民債」 発行説明会

発行説明会の日程

9月30日(土)
 午前10時から…我孫子南近隣センター
 午後2時から…布佐南近隣センター
 10月1日(日)
 午前10時から…天王台北近隣センター
 午後2時から…湖北地区公民館

市では、11月27日(月)に発行する「オオバンあびこ市民債」の発行説明会を行います。発行要領など詳しくは、広報あびこ10月1日号、市ホームページでお知らせします。

財政担当：内線223

一歩進んだ団体運営をめざす方へ

市民活動レベルアップセミナー

市民活動団体が、組織としての運営能力を高め、活動を広げていくためのセミナーです。

オープンセミナー

日時・内容 表1参照
場所 アピスタ
定員 先着120人
参加費 500円(当日徴収)

連続セミナー

日時・内容 表2参照
場所 庁舎分館大会議室
対象 主に市内で活動している市民活動団体(法人格の有無は問わない)のスタッフと個人定員 先着30人(全回参加を優先。部分参加も可)
参加費 2000円(部分参加)

▼表1 オープンセミナー

Table with 2 columns: 日時, 内容. Details dates 10/14 and topics like '基調講演「地域ニーズに応え、力を発揮するためには〜課題解決のポイントを探る」」

▼表2 連続セミナー

Table with 2 columns: 日程, 内容. Details dates 10/26, 11/2, 11/7, 11/9 and topics like '「市民活動の役割〜やってきたこと、これからできること」」

は1回500円。当日徴収
申し込み 両セミナーともに郵送、ファクス、Eメール、持参のいずれかで、申込用紙(市民活動支援課、あびこ市民活動センターに用意)に必要事項(住所、氏名、電話番号、団体名、希望日)を明記し、〒270-1192 市役所市民活動支援課(住所省略可) FAX 7185-5777 Eメール shiminkatsudou@city.abiko.chiba.jp

主催 我孫子市
主催 市民活動支援課 ☎7185-1467

※時間はいずれも13時30分~16時30分。

公益通報 相談窓口を設置 市政に関する 公益通報も対象に

近年、生活の安全を損なうような企業の不祥事が、内部からの通報により明らかになっていく。こうした通報(公益通報)を行った労働者を、解雇などの不利益な取り扱いから保護するための法律(公益通報者保護法)を受けて、市では公益通報相談窓口を総務課(本庁舎2階)に設置しました。

通報者と通報対象事実の範囲
◎市内の事業所に勤務している方(パートタイマー、派遣職員などを含む)
◎市民、市職員(業務委託先の労働者などを含む)
※通報は、所定の通報票(総務課に用意)に必要事項を明記し、通報内容が事実だと信用できる資料を添付して行いますが、対象となる事実があると思われるときは、ご相談ください。

消費生活センターから ヤミ金融被害にあわないために

法外な高金利で金銭の貸し付けを行う「ヤミ金」などによる多重債務の被害が後を絶ちません。

最近では、融資前に保証料や手数料などの名目で、先にお金を振り込ませてだまし取るなどの手口も見られます。

「ヤミ金」被害にあわないための心得

- ①好条件には裏がある! 「低金利」「即融資」「借入金一本化」「他店で断られた方OK」など、好条件の広告や勧誘に惑わされないようにしましょう。
②貸し金業者の情報は「事前」にチェック! 有名銀行・クレジット会社などの社名やマークを使用するなど、消費者が本物と見分けのつかないダイレクトメールによる被害が増えています。業者が示す情報を鵜呑みにせず、営業所の所在地や登録番号、登録上の電話番号など、登録行政庁へ問い合わせましょう。
③「貸金業者登録簿」と「貸し付け条件表」をチェック! 電話申し込みによる借り入れのトラブルが多発しています。直接営業所へ出向いて、内容を確認しましょう。
④説明を省いて貸し急ぐ業者には注意! 貸付内容が具体的に説明できない業者や、途中で条件を変える業者からは借りないようしましょう。
相談日時・場所 月曜日から金曜日の午前10時から正午、午後1時から3時(年末年始祝日は閉所)、消費生活センター(西別館1階)
☎消費生活センター ☎7185-0999

障害者地域生活支援事業が 10月から始まります

市では、10月1日から左表のサービスを障害者地域生活支援事業(障害児者の地域生活を支えるため、地域の特性や利用者の状況に合わせて市が取り組む事業)として実施します。

▼表1 従来からあるサービス

Table with 2 columns: 事業名, 事業内容. Includes items like 'ガイドヘルパーの派遣', '障害児者の外出支援', '障害児者の日中の一時的な見守り支援'.

▼表2 新たに始まるサービス

Table with 2 columns: 事業名, 事業内容. Includes items like '聴覚障害者への手話通訳者の派遣', '車両を障害者用に改造した場合の費用を助成'.

表1のサービスを現在利用している方には、申請書を郵送します。
なお、サービスごとに利用対象者や利用者の負担額が定められています。詳しくは、福祉総合相談室へお問い合わせください。
申請先・☎ 福祉総合相談室・内線350

視覚障害者の皆さんに

SPコード付きの検針票を発行

水道局では、視覚障害者の皆さんを対象に、SPコードを付けた検針票を発行しています。

SPコードは、視覚障害者向けに開発されたもので、活字文章読み上げ装置を使うと、文章が音声となって読み上げられます。

検針票のSPコードでは、住所、氏名、使用期間、使用水量、請求金額などが読み上げられます。

対象 身体障害者(視覚障害)手帳をお持ちの方

申し込み 電話で水道局 お客様センター ☎7184-0116へ

※SPコードの読み上げには、活字文章読み上げ装置が必要です。身体障害者(視覚障害)手帳をお持ちの方で、この装置について詳しく知りたい方は、福祉総合相談室 ☎7185-1111内線350へお問い合わせください。

☎ 水道局経営課 ☎7184-0114



▲SPコード (イメージ)

あなたの事業所も対象です 事業所・企業統計調査

総務省では、10月1日現在で、平成18年事業所・企業統計調査を全国一斉に行います。

この調査は、統計法に基づいて行われるもので、すべての事業所と企業を対象に、事業の種類や従業員数などの基本的な項目を調査し、国内の産業構造や事業活動の実態を明らかにすることを目的としています。

調査結果は、国や地方公共団体のさまざまな施策の企画・立案のための基礎資料となります。

提出された調査票は、統計上の目的以外に使用することはありませんし、調査上知り得た情報を他に漏らすことは、法律で固く禁じられています。事業所や企業のプライバシーは、保護されます。

9月下旬から、千葉県知事が任命した調査員(調査員証を携帯)が、調査票の記入のお願いに各事業所を訪問しますので、ご協力をお願いします。

☎ 総務課・内線229

10月10日から「柏ナンバー」が導入されます

我孫子市と柏市地域に、10月10日から「柏ナンバー」(自動車のナンバープレート)が導入されます。

規・移転・変更登録した場合は、野田自動車検査登録事務所 ☎050・5540・2023 「柏ナンバー」が交付されることとなります。

また、現在使用しているナンバープレートを「柏ナンバー」に変更することができます。

変更方法 10月10日(火)以降、直接、野田自動車検査登録事務所に自動車を持ち込み、手続きを行うと即日交付されます。

なお、自動車の所有者がリース会社などの場合は、会社などの委任状が必要になります。

必要書類 車検証、所有者の認印

手数料 乗用自動車(3ナンバーと5ナンバー) ペイント式: 1480円、字光式: 2920円、ほか申請書代30円

希望番号制度 ナンバープレートの番号を希望することがあります。この事前受け付けが始まります。

◆事前受け付け: 9月19日(火)から希望番号予約センター窓口

◆インターネット受け付け: 9月18日(祝)から <http://www.kibou-number.jp/>

手数料 乗用自動車(3ナンバーと5ナンバー) ペイント式: 4200円、字光式: 5400円、ほか申請書代30円

※手続き方法など詳しくは、希望番号予約センター ☎7121・2511へお問い合わせください。

ジャパンバードフェスティバルのオリジナルボトルを販売中

ジャパンバードフェスティバル(JBF)実行委員会(我孫子市、駒山階鳥類研究所、日本鳥類保護連盟、日本バードカービング協会、日本野鳥の会ほか)が選定した、

鳥の写真(オオバン、ヤンバルクイナ、コサギ、キジ)をラベルにしたJBFオリジナルボトル(写真)の焼酎「JAPANA」が宝酒造(株)から販売されています。

JBFとは

JBFは「人と鳥の共存をめざして」をテーマに、さまざまなイベントを通じて自然環境の大切さをアピールする「日本最大の鳥の祭典」です。

今年は、11月3日(祝)・4日(土)、アピスタ、手賀沼公園、手賀沼親水広場、水の館、鳥の博物館、駒山階鳥類研究所で行われます。



宝酒造(株)首都圏支社企画課 ☎03・3271・6461、市役所企画調整担当・内線273



販売エリア 東京都、千葉県、茨城県

結核・肺がん検診 受診券を忘れずに

受診日・会場 10月2日(月)・16日(月):市民会館、3日(火):我孫子第四小学校、4日(水)・11日(水)・20日(金):保健センター、5日(木):布佐市民センター、6日(金):並木小学校(並木門)、12日(木):湖北地区公民館、13日(金):根戸小学校(西門)、17日(火):布佐南小学校、18日(水):天王台北近隣センター、19日(木):根戸近隣センター

受付時間 午前9時30分から11時30分、午後1時から3時

対象・費用 ①結核・肺がん検診: 65歳以上の市内在住の方 (無料) ②肺がん検診: 40歳から64歳の方(200円) いずれも市内に住民登録・外国人登録している方

※病院などで治療中または検査中、妊娠中やその可能性のある方は受診できません。

※長引く咳や発熱などの自覚症状がある方は、すぐに医療機関で受診してください。

※40歳以上の喫煙者で希望する方は、かく痰細胞診検査を自己負担(500円)で同時に受診できます。

鳥の博物館でオオバンクッキーを販売

鳥の博物館のミュージアムショップでは、9月からオオバンクッキーを販売しています。(写真) 市の鳥「オオバン」をイメージした可愛い形のクッキーです。種類は、お茶、ココア、コーヒーの3種類で、1袋5枚入り100円です。



鳥の博物館 ☎7185-2212

母子家庭のお母さんのための 就業支援講習会

ホームヘルパー2級講習会

日程 10月4日(水)開講(10月4日から2007年1月31日)

場所 三幸福祉カレッジ千葉校 (JR千葉駅から徒歩3分)

対象・定員 県内(千葉市・船橋市を除く)に在住の母子家庭と寡婦の方、30人(応募者多数の場合は抽選)

パソコン講習会

日程・場所 ①10月7日(土)開講(10月7日から11月12日)、千葉県情報経理専門学校(京成千葉中央駅から徒歩1分) ②10月7日(土)開講(10月7日から12月23日)、TOPパソコンスクール新松戸校(JR新松戸駅から徒歩3分) ③10月7日(土)開講(10月7日から12月23日)、ウイング船橋校(JR西船橋駅から徒歩6分)

対象・定員 県内(千葉市・船橋市を除く)に在住の母子家庭と寡婦の方、1会場20人から25人(応募者多数の場合は抽選)

申し込み 申込用紙(千葉県母子寡婦福祉連合会、各健康福祉センター、市役所保育課児童担当に用意)に必要事項を記入し、9月20日消印有効で〒260-0856千葉市中央区亥鼻2の10の9千葉県母子寡婦福祉連合会へ郵送

保育課・内線449

秋の全国交通安全運動

9月21日(木)から30日(土)までの10日間、秋の全国交通安全運動が行われます。

秋の行楽シーズンには、交通量が増加します。一人ひとりが交通ルールとマナーを守り、交通事故防止に努めましょう。

重点目標

- 高齢者の交通事故防止
- 夕暮れ時と夜間の歩行中・自転車乗車中の交通事故防止
- 後部座席を含むシートベルト・チャイルドシートの正しい着用の徹底

◆高齢者交通安全大会

日時・場所 9月25日(月)午前10時から午前11時30分、我孫子自動車教習所(高野山539)

内容 歩行時や自転車運転時の注意点、道路の横断方法などを教習場のコースを利用して学ぶ、参加型交通安全教室

参加費 無料

※雨天時は、我孫子教習所の教室などの屋内で行います。

市役所市民安全室・内線486、我孫子警察署 ☎7182-0110

シートベルト着用の徹底を!

2005年の県内の交通事故死者数は、305人と全国ワースト3位と残念な結果でした。その中でも四輪乗車中の死者105人中61人(58.1%、前年64.1%)約6割がシートベルトを着用していませんでした。

県では、6月にシートベルト着用率調査を実施しました。我孫子市の着用率は94.9%でしたが、シートベルトを着用していない助手席同乗者が多く見られました。

車に乗車したら、エンジン始動前にシートベルトの着用を、運転手はもちろん同乗者にも必ず習慣づけましょう。

市役所市民安全室・内線486、我孫子警察署 ☎7182-0110

下水道排水設備工事 責任技術者は登録更新手続きを

日本下水道協会千葉県支部「下水道排水設備工事責任技術者」の資格有効期限が、2007年3月31日の方は、登録更新の手続きが必要です。

受付期間 9月15日(金)~10月6日(金)

申請方法 書類を登録住所へ郵送

下水道課・内線538、日本下水道協会千葉県支部事務局(千葉市下水道総務課内) ☎043-245-6112

日本の
伝統文化を
知ろう

いけばなごども教室

参加者募集

日時 10月28日(土)、11月4日(土)・18日(土)、12月2日(土)・16日(土)、2007年1月20日(土)・27日(土)、2月3日(土)・17日(土)午前10時から11時、3月17日(土)午前10時から11時30分、3月18日(日)午前10時から午後3時

場所 アピスタ

講師 我孫子華道連盟会員

対象・定員 小学校1年生から中学校3年生、30人(途中から)

参加費 花材代1万円(全11回分、初回に全納)

※事前に欠席届を出した回の花材代は返却します。

持参 ぞうきん、筆記用具

申し込み はがきかファクスかEメールのいずれかで、住所、氏名、学校名・学年、電話番号を明記し、10月21日必着で、〒270-1141栄22の8由良方子FAX 7182-0435 Eメール yura-murasaki@ico.nhome.jp



主催 我孫子華道連盟、我孫子市教育委員会

☎ 教育委員会文化課 ☎7185-1601

水 Rocket を飛ばそう

※

日時 9月30日(土)午前9時30分から11時30分まで

場所 高野山小学校地域交流教室(集合場所)、校庭

内容 ペットボトルをカッターで切つてロケットを1組1つ作ります

対象・定員 小学校4年生から

6年生とその保護者のペア、先着10組

参加費 無料

持参 ①筒形(炭酸飲料などのくびれていないもの)で1・5ℓのペットボトルをフタつきのままで3本 ②カッター ③定規(15cmくらい) ④細い黒の油性マジックペン ⑤ビニールテープ ⑥ホチキス ⑦セロハンテープ ⑧上履き ⑨タオル ⑩用意できる方は油性のカラーマジックペン

※ロケットを飛ばす際に靴などが濡れます。

主催 我孫子市教育委員会

申し込み・☎ メールまたはファクスで、参加者の氏名、学校名・学年、電話番号を明記し、教育委員会社会教育課Eメール syakaiyouiku@city.abiko.chiba.jp FAX 7182-5867 ☎7185-1604へ

子どもも大人もいっしょに学ぼう 子どもの権利

日時・場所 9月30日(土)午前10時から正午、湖北地区公民館



▲第1回講座の様子

内容 ビデオ上映：地球の子どもの現状、体験学習：カードを使って学ぼう、講演会「子どもの権利ってなに？ 子どもも権利条約ってなんだろう？」

講師：小松澤昌人さん(財団法人ユニセフ協会学校事業部長)

※ネパールの子どもたちが水をくみをする水がめ(約15kg)を実際に持つコーナーもあります。

対象・定員 小学生5年生以上、先着40人

※親子、保護者との参加もできます。

申し込み ハガキ、ファクス、Eメールのいずれかで「子どもの権利講座」、住所、氏名を明記し、〒270-1141栄22の8由良方子1684教育委員会社会教育課へ

☎ 教育委員会社会教育課 ☎7185-1602

新米の試食会やお楽しみ抽選会も

「あびこ産」

「新米フェア」には、あびこエコ農産物の認証を受けた「新米」が登場します。当日は、新米の試食会やお楽しみ抽選会なども行います。ぜひご来場ください。

また、「あびこエコ農産物」の定期即売会は、毎月第2・第3・第4日曜日にアピスタ前広場で開催しています。

日時 9月24日(日)午前9時から午後0時30分ごろまで(売り切れ次第終了)

場所 アピスタ前広場(小雨実施)

即売品目 お米、旬の野菜各種、卵、切花、漬物など



イベント *新米試食会：お米農家が提供する新米の食べ比べ

*お楽しみ抽選会：700円以上お買い上げの方は、新米などが当たる抽選会に参加できます

主催 あびこ型「地産地消」推進協議会

☎ あびこ型「地産地消」推進協議会 ☎7128-7770 (火曜日から金曜日)

2007(平成19)年成人式

日時 2007年1月8日(祝)

◎午前の部 (我孫子中学校区、白山中学校区) 受付…午前10時から10時30分、式典…午前10時30分から11時30分

◎午後の部 (久寿家中学校区、湖北台中学校区、湖北中学校区、布佐中学校区) 受付…午後1時30分から2時、式典…午後2時から3時

場所 けやきプラザふれあいホール(我孫子駅南口)

対象 昭和61年4月2日から昭和62年4月1日生まれの方

*市内小、中学校卒業生で、市外在住の方も出席できます。

*成人式のホームページは、我孫子市ホームページの「まなぶ・参加する」からご覧になれます。

主催 成人式企画運営会議、我孫子市教育委員会

☎ 教育委員会社会教育課 ☎7185-1602

後期危険物取扱者試験・講習会

◎危険物取扱者試験

日程・場所 11月26日(日)、日本大学生産工学部津田沼校舎(習志野市)

受講料 甲種…5000円、乙種…3400円、丙種…2700円

◎危険物取扱者受験者講習会(希望者のみ)

日程・場所 10月13日(金)、松戸商工会議所

受講料 3500円(テキスト代別)

申し込み・☎ 願書(各消防署・分署に用意)に必要事項を明記し、10月2日から11日に消防本部予防課 ☎7181-7702へ持参

ミツフィータイム土曜版

日時・場所 10月7日(土)①午前10時30分から11時、②午前11時10分から11時40分、アピスタ

内容 赤ちゃん向けの絵本の読み聞かせ、手遊び

対象 3歳以下のお子さんと保護者、赤ちゃんへの読み聞かせに興味のある方、各回先着15組

*通常は、第2・4木曜日にアピスタ内市民図書館で開催しています。

参加費 無料

申し込み・☎ 電話または市民図書館のカウンターで赤ちゃんの氏名、年齢、(大人の方のみの参加の場合は代表者氏名)、電話番号、参加人数、希望時間を明示、市民図書館 ☎7184-1110

外国人の不法就労防止にご協力を

「短期滞在」などの在留資格での労働や不法滞在による労働など、法的に認められていない不法就労が問題になっています。

外国人を雇うときは必ずパスポートや外国人登録証明書などを見て、在留資格の確認をしてください。

◆雇用できない外国人

不法入国者、不法上陸者、在留期間が超過した外国人、在留資格が短期滞在・留学・就学・文化活動・家族滞在の外国人、外国人登録証明書の「在留の資格・在留期限」欄に在留の資格なしと記載されている外国人

◆雇用できない外国人を雇った場合

働くことが認められていない外国人を雇った場合や、その雇用をあっせんした者などは、3年以下の懲役または300万円以下の罰金の適用を受けます。

☎ 我孫子警察署 ☎7182-0110

乳幼児医療費助成の申請はお済みですか

◎乳幼児医療費助成制度の申請は、誕生日または転入日から1ヶ月以内に行ってください。

*8月1日から4歳から就学前の児童の医療費助成対象が、入院初日からに拡大されました。

☎ 保健センター ☎7185-1126

めおと夫婦でクッキング

日時 10月28日(土)午前10時から10時15分受け付け

場所 保健センター

内容 健康づくりのための食習慣に関する講話、バランスの良い食事の調理実習

対象・定員 市内在住の夫婦12組24人(応募者多数の場合は抽選)

参加費 1人500円(材料費)

持参 三角巾、エプロン、筆記用具

申し込み・☎ 電話で10月13日まで保健センター ☎7185-1126へ

柏レイソルの試合にご招待

日時 10月14日(土)、午後2時

場所 柏の葉総合競技場

内容 東京ヴェルディ1969戦

◎ホームタウンサックスデー 抽選で100組200人を指定席にご招待

◎シニアサックスデー 60歳以上の方、抽選で250組500人を指定席にご招待

*応募方法など詳しくは、(株)日立柏レイソルチケットグッズ課 ☎7162-2250 (火曜から土曜 日午前10時から午後6時)、<http://www.reysol.co.jp>へ

我孫子市自治基本条例(案)

目次

前文

第1章 総則(第1条・第4条)

第2章 自治体運営の主体の役割と責務

第1節 市民(第5条・第8条)

第2節 市議会と市議会議員(第9条・第11条)

第3節 市長(行政)(第12条・第20条)

第3章 情報共有の推進(第21条)

第4章 市民参加制度(第22条・第28条)

第5章 協働(第29条・第31条)

第6章 他の団体・関係機関との連携(第32条)

第7章 条例の実効性を高めるしくみ(第33条・第34条)

附則

前文

私たちのまち我孫子市は、手賀沼や利根川に代表される豊かな自然環境に包まれて、文化や伝統を培い、歴史を刻んできました。そして、暮らしやすいまちをめざした市民の活発な活動が、環境や文化、福祉や産業など多くの分野で展開され、市民生活を育んできました。私たちはこうしたまちを育てる活動を確実に引き継ぎ、発展させていかなければなりません。この思いから「平和都市」や「男女共同参画都市」を宣言するとともに、現在、『手賀沼のほとり心輝くまち』(人・鳥・文化のハート)を共通の目標として、まちづくりに取り組んでいます。地方分権の時代を迎え、自治体は今まで以上に「地域のこと」は地域で考え地域で決めるという自己決定・自己責任に基づいて行動していかねばなりません。今まさに、地域の民主主義を発展させて、より一層、市民の意思に基づく自治体運営

を実現することが求められています。また、地域が抱える問題を行うの力だけで解決することはできません。ボランティアやNPO、自治会、民間企業などさまざまな活動を行う市民と行政が対等な立場で協力し、市民一人ひとりの幸せの実現をめざして、新しい公共の在り方を模索し実行していくことが大切です。こうしたことを踏まえ、私たちはあらためて、市民がまちづくりの主体であることを確認します。そして、市民自らの日常的な実践と、選挙によって選ばれた市議会・市長の二元代表制度を通して、市民の意思を反映させる市民自治のしくみをつくり、地方分権の時代にふさわしい自立したまちを築いていきます。私たちは、この決意を共有し、ここに本市の自治体運営の基本ルールとして、我孫子市自治基本条例を定めます。

第1章 総則

目的

第1条 この条例は、我孫子市(地方自治法(昭和22年法律第67号)第1条の3に規定する地方公共団体としての我孫子市をいいます。以下同じです。)の自治の基本原則、市民の権利と責務、市議会と市長の役割と責務を明らかにするとともに、情報共有、市民参加、協働の基本報共有、市民参加、協働の基本的な考え方やしくみなどを定め、我孫子らしい自治を確立することを目的とします。

用語の意味

第2条 この条例において、次に掲げる用語の意味は、それぞれに定めるところによります。

- (1) 市民 我孫子市に住所を有する者、我孫子市で働く者や学ぶ者、我孫子市で事業その他の活動を行う者又は我孫子市に土地や家屋を所有する者をいいます。

【解説】「者」には、個人と法人、また、法人格をもたないボランティア団体なども含まれます。豊かなまちを築いていくためには、地域のさまざまな人々が協力することが大切であり、できる限り市民の範囲を広く捉えています。

- (2) 行政 市の執行機関(市長、教育委員会、監査委員、選挙管理委員会、農業委員会及び固定資産評価審査委員会)をいいます。
- (3) 情報共有 市民が自ら考え

市民の権利

第5条 市民は、年齢、性別、国籍、障害の有無等にかかわらず、人権が尊重され、安全で安心して暮らす権利が保障され、誰もが自己実現をめざして活動する権利を持ちます。

- (1) 市民一人ひとりの状況に応じて、その権利を積極的に生かして、主体的にまちづくりに参加すること。
- (2) 互いに権利を認め合い、意思を尊重し、協力すること。
- (3) 次の世代及び我孫子の自然環境に配慮し、豊かな地域社会づくりとその継承を図ること。

第8条 事業者は、地域社会の一員として、その活動を通じて、又は持っている資源を生かして、産業、教育、文化、環境等の分野で地域に貢献するよう努めます。

自治の基本原則

第3条 我孫子市は、次に掲げる基本原則に基づき自治体運営を進めます。

- (1) 情報共有の原則
- (2) 市民参加の原則
- (3) 協働の原則

条例の位置付け

第4条 この条例は、我孫子市の自治体運営の基本を定める最高規範とします。

【解説】規範とは、行動、判断や評価の基準を意味します。地方自治法が定める規定を順守するとともに、この条例を最高規範として、我孫子市の具体的な自治体運営を行います。他の条例、規則等は、この条例の趣旨に反するものであってはなりません。

第2章 自治体運営の主体の役割と責務

第1節 市民

市民の権利

第5条 市民は、年齢、性別、国籍、障害の有無等にかかわらず、人権が尊重され、安全で安心して暮らす権利が保障され、誰もが自己実現をめざして活動する権利を持ちます。

- (1) 市民一人ひとりの状況に応じて、その権利を積極的に生かして、主体的にまちづくりに参加すること。
- (2) 互いに権利を認め合い、意思を尊重し、協力すること。
- (3) 次の世代及び我孫子の自然環境に配慮し、豊かな地域社会づくりとその継承を図ること。

第8条 事業者は、地域社会の一員として、その活動を通じて、又は持っている資源を生かして、産業、教育、文化、環境等の分野で地域に貢献するよう努めます。

市民の責務

第7条 市民は、自治を推進するため、次に掲げることを行わなければならない。

- (1) 市民一人ひとりの状況に応じて、その権利を積極的に生かして、主体的にまちづくりに参加すること。
- (2) 互いに権利を認め合い、意思を尊重し、協力すること。
- (3) 次の世代及び我孫子の自然環境に配慮し、豊かな地域社会づくりとその継承を図ること。

第8条 事業者は、地域社会の一員として、その活動を通じて、又は持っている資源を生かして、産業、教育、文化、環境等の分野で地域に貢献するよう努めます。

子どもの権利

第6条 子どもは、その人権が保障されるとともに、年齢に応じてまちづくりに参加する権利を持ちます。

- (1) 情報共有の原則
- (2) 市民参加の原則
- (3) 協働の原則

【解説】子どもは保護され教育を受けるだけでなく、地域で生きる一人の人間としてまちづくりに参加する権利を持つことを明確にしました。年齢に応じてさまざまな地域活動に参加したり、政策づくりに参加したりすることが保障されなければならない。

市議会の役割と責務

第9条 市議会は、我孫子市の意思決定を行う議事機関として、次の機能を十分に果たさなければならない。

- (1) 市民の意思に基づいて自治立法に取り組み、地方自治法に定めるところにより、条例の制定・改正・廃止、予算の決定、決算の認定、基本構想など市政に関する重要事項を議決するほか、別に条例で定める重要な長期計画を議決すること。

第10条 市議会は、市民との情報共有を図るとともに、市議会への市民参加を促進しなければなりません。

市議会議員の責務

第11条 市議会議員は、選挙で直接選ばれた自覚と責任を持ち、積極的に市民と対話し、市民の信託に応えなければならない。

- (1) 市議会は、前項の取組を進めるため、市議会の開催日程、請願・陳情の審査方法その他議会運営を工夫し、より市民に開かれた運営を行わなければならない。
- (2) 市議会は、議員定数について、4年を超えない期間ごとに、市民の意見を聴かなければなりません。
- (3) 市議会は、議員定数について、4年を超えない期間ごとに、市民の意見を聴かなければなりません。

【解説】自治立法とは、自治体が地域の課題を解決していくための政策実現手段として条例、規則等を制定することをいいます。そのうち、議員が条例案を作った提案し、条例の制定を行うことを議員立法といいます。

市長の役割と責務

第12条 市長は、選挙で直接選ばれた我孫子市の代表として、その責任の重さを自覚し、適切にリーダーシップを発揮しなければなりません。

- (1) 市長は、就任に当たり、この条例を順守することを宣誓するとともに、この条例に基づき自治を推進しなければなりません。
- (2) 市長は、市民からの意見を生かし、行政の政策法務能力を高め、自治立法に積極的に取り組まなければならない。
- (3) 市長は、市民からの意見を生かし、行政の政策法務能力を高め、自治立法に積極的に取り組まなければならない。

【解説】政策法務とは、自治体が政策実現のため条例、規則等を制定すること(自治立法)、自治体が法令を自治の観点で自ら解釈し運用すること(自治解釈)や、訴訟を通して自治体の政策を主張すること(訴訟法務)などをいいます。地方分権の時代、自己決定・自己責任に基づく地域経営を推進していく上で、自治体の政策法務はこれまで以上に重要になっています。

市長のローカル・マニフェスト

第13条 市長選挙の立候補予定者は、市民が政策を選択できるように政策の理念と目標を明確にして、達成したかどうか検証可能な具体的な公約(以下「ローカル・マニフェスト」といいます。)を作成するよう努めなければならない。

- (1) 市長は、市民の信託を受け、行政の計画に反映させるよう努めなければならない。
- (2) 市長は、市民の信託を受け、行政の計画に反映させるよう努めなければならない。
- (3) 市長は、市民の信託を受け、行政の計画に反映させるよう努めなければならない。

【解説】自治立法とは、自治体が地域の課題を解決していくための政策実現手段として条例、規則等を制定することをいいます。そのうち、議員が条例案を作った提案し、条例の制定を行うことを議員立法といいます。

【解説】自治立法とは、自治体が地域の課題を解決していくための政策実現手段として条例、規則等を制定することをいいます。そのうち、議員が条例案を作った提案し、条例の制定を行うことを議員立法といいます。

115ページから11

市長の在任期数

第14条 市長は、我孫子市のフランスのとれた発展が図れるよう、その職には連続して3期を超えて在任しないよう努めます。

行政活動の基本原則

第15条 行政は、市民生活の向上を図るため、次に掲げる基本原則に基づいて、計画的かつ効果的に活動しなければなりません。

- (1) 市民の身体・生命・財産を守り、暮らしの安全・安心を確保するとともに、緊急時に総合的かつ機能的な活動が図られるよう危機管理体制を確立すること。

要望、苦情等への対応

第17条 行政は、市民からの要望、苦情等を市民の意見として受け止め、応答の義務と説明責任を果たさなければなりません。

職員の責務

第18条 職員は、市民生活の向上と市民サービスの充実をめざして職務を行わなければならない。

第19条 行政は、効率的かつ効果的な行政活動を進めるため、常に行政活動の目標と成果を明らかにするとともに、その達成度を適切に評価し、事業の効果的な選択及び質の向上、財源や人員等の効率的活用を図らなければならない。

行政評価

【解説】市民の要望・苦情は行政不服審査法上の不服申立てではないので、行政が要望・苦情に対応している間に審査請求等を行える期間が過ぎ、市民が不服申立を行う権利を失うことのないよう十分注意しなければならない。

2 行政は、前項に関する文書を作成して適正に管理しなければならない。

監査

第20条 監査委員は、公正で、効果的かつ効果的な行政活動を確保するため、監査の充実に努めなければならない。

2 監査委員は、監査の結果を公表しなければならない。公表に当たっては、市民に分かりやすいものとなるように努めなければならない。

第3章 情報共有の推進

情報共有の推進

第21条 市議会と行政は、市民の知る権利を保障するために、文書を適正に管理しなければならない。

【解説】文書とは、市議会と行政が職務上作成し、又は取得した文書、図画及び電磁的記録であって、市議会と行政が保有しているものをいいます。

第4章 市民参加制度

市民参加の機会の充実

第22条 市議会と行政は、市民が市政に参加し、意見を表明する権利を保障するため、多様な市民参加制度を整備し、積極的な運用を図らなければならない。

審議会等の委員公募

第23条 市議会と行政は、審議会等（地方自治法の規定により設置された附属機関等及びこれに準じ設置された懇談会、検討委員会等をいいます。以下同じです。）を設置しようとするときは、原則として公募委員を選任するとともに、委員の選定に当たっては透明性を確保しなければならない。

意見公募の実施

第26条 行政は、重要な政策について意見公募（パブリックコメント）を実施しなければならない。

第27条 市長は、市民自らが条例案づくりへの協力

審議会等の傍聴者の発言機会の保障

第24条 市議会と行政は、審議会等の会議を原則として公開するとともに、傍聴者に発言の機会を保障しなければならない。

対話集会等の開催

第25条 行政は、重要な政策づくりの過程で説明会、対話集会（タウンミーティング）等を開催しなければならない。

市民投票

市民投票

第28条 市議会と市長は、重要な政策の選択に市民の意思を的確に反映させるため、常設の市民投票条例を定めなければならない。

市民活動・市民事業の促進

第31条 行政は、地域社会に貢献する市民の活動や事業の充実及び自立を促進するため、必要に応じて、活動場所の提供、活動経費の援助その他の支援に努めなければならない。

市民活動・市民事業の促進

第32条 我孫子市は、環境の保全や防災など広域的な課題に取り組むため、近隣自治体及び関係機関と連携・協力するとともに、地方分権を推進するため全国的自治体と連携・協力します。

第33条 市議会と市長は、この条例の運用状況を常に把握し、その充実を図り、育てていかなければなりません。

第5章 協働

市民の活動との連携

第29条 行政は、さまざまな市民の活動と対等な立場で連携・協力して、地域の課題に取り組む、協働のまちづくりを推進します。

コミュニティの推進

第30条 市議会と行政は、豊かな地域社会づくりとその継承に自主的、自立的に取り組んでいる市民のコミュニティが自治の推進に大きな役割を果たすことを認識し、その活動を最大限尊重しなければならない。

市民活動・市民事業の促進

市民活動・市民事業の促進

第31条 行政は、地域社会に貢献する市民の活動や事業の充実及び自立を促進するため、必要に応じて、活動場所の提供、活動経費の援助その他の支援に努めなければならない。

他の団体・関係機関との連携

第32条 我孫子市は、環境の保全や防災など広域的な課題に取り組むため、近隣自治体及び関係機関と連携・協力するとともに、地方分権を推進するため全国的自治体と連携・協力します。

第7章 条例の実効性を高めるしくみ

第33条 市議会と市長は、この条例の運用状況を常に把握し、その充実を図り、育てていかなければなりません。

第34条 市長は、4年を超えない期間ごとに、推進審議会の意見を踏まえてこの条例の改正を検討し、必要な場合は市議会に提案しなければならない。

附則

施行期日

1 この条例は、平成19年4月1日から施行します。

附則

2 この条例に基づき整備が必要な次に掲げる条例は、この条例の施行の日から1年を超えない範囲内で制定し、それぞれの条例で定める日から施行します。

附則

附則

1 第9条第1項第1号の規定による議決を要する重要な長期計画を定める条例

2 第21条第3項に規定する文書と記録史料の適正な管理に関する条例

3 第24条の規定による審議会等の会議の場における傍聴者への発言の機会を保障するために必要な条例

4 第27条の規定による市民による条例案づくりへの協力に関する条例

第28条第2項の規定による市民投票条例の一部を改正する条例

第29条第2項の規定による条例

第30条第2項の規定による条例

第31条第2項の規定による条例

第32条第2項の規定による条例

第33条第2項の規定による条例

第34条第2項の規定による条例

第35条第2項の規定による条例

第36条第2項の規定による条例

第37条第2項の規定による条例

第38条第2項の規定による条例

第39条第2項の規定による条例

第40条第2項の規定による条例

第41条第2項の規定による条例

第42条第2項の規定による条例

第43条第2項の規定による条例

第44条第2項の規定による条例

第45条第2項の規定による条例

第46条第2項の規定による条例

第47条第2項の規定による条例

第48条第2項の規定による条例

第49条第2項の規定による条例

あびこ 身近なとり 18

タシギ (チドリ目シギ科)



写真 中森純也さん (鳥の博物館友の会)
文 寺田夏芽 (鳥の博物館学芸員)

夏の暑さがまだ残る9月の田んぼには、北の国から南へ渡る途中、数多くのシギやチドリの仲間が立ち寄ります。タシギは、ロシアで子育てを終えて日本で越冬するためにやって来ます。ムクドリ位の大きさのシギで、くちばしとあしが長く、体色は全体的に茶色で地味ですが、頭から腰にかけてクリーム色の線が3本あるのが特徴です。このクリーム色の線と茶色の体との線と茶色との線との間に、静し田んぼの中では保護色となり、静止

しているタシギを見つけるのが難しくなります。田んぼにはタシギの餌となる小動物が多く、その中でも特にミミズが好物です。注意深く双眼鏡などで観察すると、長くくちばしを使い土中にあるミミズを探して食べている姿を見ることが出来ます。

タシギという名前の由来は、田んぼに生えるシギというところからきています。手賀沼親水広場の周りの田んぼやあぜ、水路でよく見られますがタシギがいることに気づかずに近づき、ジェツジエツと鳴きながら飛び立たれて驚くでしょう。

10月は手賀沼浄化月間です。手賀沼の湖面から眺める景色は、また格別の趣があります。この機会に手賀沼を船で見学してみませんか。

手賀沼ふれあい船上見学会 10月は手賀沼浄化月間



日時 10月15日(日)午前10時、午後1時30分、2時30分 (雨天実施・荒天中止)
集合場所 手賀沼公園内ボート乗り場
乗船時間 約30分
参加資格 市内在住・在勤の方
定員 応募者全員の乗船可
※応募状況によっては、ご希望の乗船時刻の変更をお願いする場合があります。
参加費 無料
申し込み 往復ハガキに住所、氏名、年齢、電話番号、希望の乗船時刻(第2希望まで)と、返信面のおて先(裏面は未記入)を明記し、10月2日必着で〒270-1192市役所手賀沼課(住所省略可)へ
※家族やグループの場合は、全員の氏名・年齢、代表者の住所、電話番号を記入してください。
主催 我孫子市

第3回あびこ自然観察隊 利根川ゆうゆう公園で バッタとあそぼう

我孫子の身近な自然を訪ねる観察会です。ゆうゆう公園(左記)でトンボやバッタを捕り、実際に手に取って観察します。小中学生から大人まで楽しめる、やさしい自然解説「しらべ学習」や自由研究にも役立つ観察会です。
日時 9月30日(土)午前9時から正午ごろまで(雨天・冠水の場合は中止)、午前8時45分までに「つつじ荘」前に集合(駐車場はつつじ荘裏)
講師 鳥博市民スタッフ、鳥の博物館友の会会員、鳥の博物館学芸員、公園緑地課職員
定員 先着40名(小学生は保護者同伴)



持参 帽子、水筒、筆記用具、ある人は虫かごと虫とり網
参加費 無料
申し込み 電話で9月19日午前8時30分から公園緑地課 ☎ 7185・1542へ
園 鳥の博物館 ☎ 7185・2212

鳥博市民フロアスタッフ イベント ストーンアートを楽しもう!

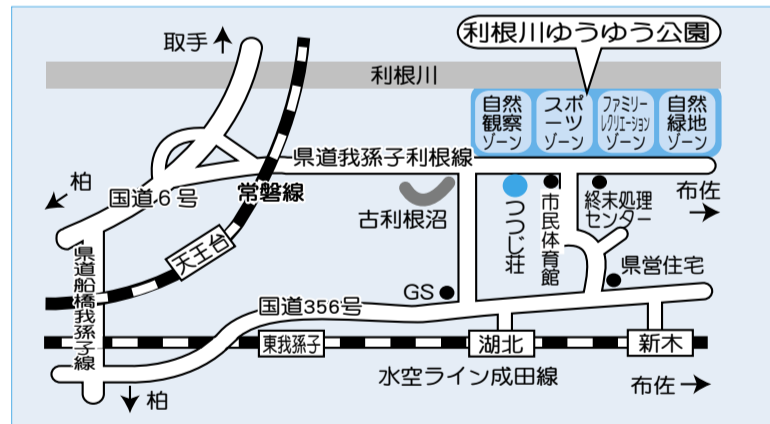


河原には川の流れによって削られた、丸く平たい石がたくさんあります。そんな石は絵を描くのにぴったりの素材です。みなさんも一緒に石という自然のキャンバスに鳥の絵や自然の生き物を描いてストーンアートを楽しみましょう!
日時 9月23日(祝)午後1時から3時
場所 鳥の博物館
対象 小学生以上
参加費 無料(入館料が必要で、中学生以下は無料)
申し込み 不要
※材料がなくなり次第終了。
園 鳥の博物館 ☎ 7185・2212

利根川ゆうゆう公園 秋のバーベキューを楽しもう

利根川ゆうゆう公園のファミリーレクリエーションゾーンのデイキャンプ広場では、野外卓12基(車イス利用可能2基)、バーベキューサイト9基、キャンプファイヤーサークル、水飲み・洗い場、駐車場50台があります。近くには、木製遊具やオフロード自転車コースもあり、ご家族で楽しめます。 ※河川敷のため利根川増水時と夜間は利用できません。
園 公園緑地課・内線544

- デイキャンプ広場の利用案内とお願い (抜粋)
 - ・キャンプ用品は利用者が持参
 - ・燃えカスやゴミは持ち帰る
 - ・直火は禁止。バーベキューサイトでコンロなどを使用
 - ・20人以上で利用する場合は2週間前までに公園緑地課へ連絡



市消防団が県で6位入賞に 千葉県消防操法大会に支部代表で出場



▲団員の健闘をたたえる市長

7月29日出東葛飾支部大会「小型ポンプの部」で優勝した我孫子市消防団第14分団(古戸地区)が、千葉県消防操法大会に出場し、6位に入賞しました。千葉県消防学校で開催された大会には、県内の各支部大会を勝ち抜いた12個分団が出場。我孫子市の消防団がこの大会に出場するのは19年振りです。市内の消防団員の今後の励みとなりました。

なお、消防団では団員の募集をしています。(市内在住、在勤の18歳以上で心身共に健康な方)皆さんの入団をお待ちしています。
園 消防本部警防課 ☎ 7181-7701

景観コンサート サウンドスケープ・イン・アビコ VOL 2

タイムスリップ・イン・我孫子

。。。我孫子の原風景へあなたをいざなう。。。

昨年秋に続き、歌と映像で織りなす「サウンドスケープ・イン・アビコ」の第2弾が今秋も豪華な出演者で繰りひろげられます。

日時 10月22日(日)午後2時開演
場所 湖北地区公民館
出演・曲目 大久保光哉さん、渡邊真弓さん、布施雅也さん、鈴木佐紀子さん、コールセピア、「村祭り」「我孫子のわらべうた」「沼べりの秋」ほか
入場料 1000円(全席自由)
入場券販売所 福祉ショップ&軽喫茶「ぼぼら」(我孫子駅前けやきプラザ1階)、荒井書店(天王台駅南口)
主催 我孫子の景観を育てる会
園 足助 ☎ 090-6034-9149

情報ひろば



タイトルが色付きのものは、市や官公庁主催・共催のものです。黒は市の後援、補助団体の記事です。各項目は、欄外のように省略しています。

でかけてみませんか

第10回あらき園祭

日9月23日(祝)13時~15時20分(雨天実施) 所あらき園 内吹奏楽演奏、ゲームコーナー、活動内容紹介、市内福祉施設の出店、喫茶店 費入場無料 園あらか園 ☎7188・4188

千葉県警察音楽隊 第15回定期演奏会

日11月11日(土)午前の部10時30分開演、午後の部14時開演 所千葉県文化会館(千葉市中央区市場町11の2) 対各部1790人(応募者多数の場合は抽選) 費無料 申・園往復ハガキ(1人1枚)に希望の部(午前か午後)、住所、氏名、電話番号、返信用あて先を明記し、10月6日消印有効で〒260-0002

第23回布佐文化連盟 「唄と踊りの会」

日10月14日(土)10時30分 所湖北地区公民館 出布佐舞踊連盟会 員、布佐唄の会会員 費無料 園五十嵐 ☎7189・3479

けやきウィンドアンサンブル 第3回定期演奏

日9月30日(土)13時30分開演 所けやきプラザ 内組曲「コーカサスの風景」より(イワーノフ)、アルルの女第二組曲(ビゼー)

のすごい可能性を持っている(渡邊孝好監督作品) 費990円 申・園電話で千葉県高齢者生活協同組合 ☎7148・7677

第3回湖北台サンバ

日9月24日(日)(小雨実施) 所湖北台南口 内10時~第5回市民まつりスタンプリュー抽選会、12時30分~湖北台河童太鼓、14時~ヒップホップダンス、14時~サンバ(2チーム)、そのほかグラウンド歩行者天国セーリング時間 園湖北台市民まつり実行委員会 ☎7187・3020

海上自衛隊下総航空基地 開設記念行事

日10月28日(土)9時~16時 所海上自衛隊下総航空基地(柏市藤ヶ谷1614の1) 内編隊飛行、展示飛行、航空機地上展示、カラーガード展示、花電車、模擬店ほか 対体験搭乗・中学生以上、P-3C:120人、YS-11T:114人、UH-60J:24人(応募者多数の場合は抽選) 申・園往復ハガキ(1人1枚)に試乗希望機種(P-3C、YS-11T、UH-60Jいずれか1機種)、住所、氏名、年齢、性別、職業、電話番号、返信用あて先を明記し、10月6日必着で〒277-0931

「けやき」で「ピーン」

日9月23日(祝)①13時~②17時30分、24日(日)①10時~②14時30分 所けやきプラザ 内音楽を通して平和を願う手作り市民コンサート 出さずの木ハンドベルクワイアほか36団体 チケット300円(全席自由) チケット販売所市民会館内売店「ひろがり」 園第1回「平和のための市民コンサートinあびこ」実行委員会・芹沢 ☎7183・0065

「ぶらぶら・ウーマン」上映会

日9月29日(金)①10時30分②14時30分③18時30分 所アミューゼ柏内静岡県に実在する無敵のおばあちゃん劇団「ほのお」をモデルに、幾多の困難を乗り越え、劇団を旗揚げするまでを涙あり笑いありで描いたハートフルな物語。人はいくつになっても

(財)電力中央研究所公開

日9月30日(土)10時~16時(雨天決行) 所(財)電力中央研究所構内(我孫子駅北口より無料送迎バスあり) 内研究・施設公開(11時~公開実験「地震によるブロック塀の倒壊」、化学の光

を見てみよう!、海藻でしおりをつくらう!、風力発電・風車はなぜ回る?作って実験!〜ほか、13時30分~講演会「自然災害に備える!地震・津波」

生涯学習フェスタ2006

日10月1日(日)10時~15時 所モラロジー研究所・廣池学園キャンパス(柏市光ヶ丘2の1) 内東葛各市の生涯学習展示、ブラスバンド・吹奏楽、合唱、おもちゃ図書館、ストライクアウト、車イス体験、柏レイソル・ミニサッカー教室ほか 費無料(一部のアトラクションは有料) 園(財)モラロジー研究所・土谷 ☎7173・3191(月曜日定休)

歴史講演会

日10月1日(日)14時~16時15分 所アビスタ 内古文書が歴史を語るまで、講師:白木智さん(中央学院大学) 費300円 園岡本 ☎7149・6404

精神保健家族教室

日10月3日(火)・10日(火)・18日(水)(全3回) 所柏健康福祉センター(柏保健所) 内統合失調症の発症10年以内の方を持つ家族を対象に、病気や治療、患者さんへの対応方法について学ぶ講座 対柏・流山・我孫子市在住の方で全日程参加できる方、先着40人 費無料 申・園電話で柏健康福祉センター(柏保健

認知症の方の家族の集い

日9月28日(木)13時30分~15時30分 所保健センター 内介護方法や日ごろの悩みなどについて情報交換をしてみませんか 対認知症の方を介護している家族 費110円(お茶代) 園介護支援課 ☎7185・1112

AIRA健康講座

日10月5日(木)10時20分~12時20分 所市民プラザ 内ストレスの多い現代、健康のために、日常簡単に行える体操のお話と実践、講師:高橋美代子さん(パレオ講師) 対先着20人 費無料 持大きめのタオル 申・園電話かファクスかEメールでAIRA事務局 ☎7183・1231 FAX7183・2005Eメール:info@aira.jp

8井上自動車 ☎7189・3520

詩吟と剣舞の学習講座

日・内10月から毎月第1・3(日)か毎月第1・3(水):詩吟、毎月第2・4(日):剣舞、いずれも9時~11時 所嘉納治五郎別荘跡地 費詩吟:月額2000円、剣舞:月額3000円 申・園ハガキに希望の講座と日時、住所、氏名、電話番号を明記し、〒270-1153緑1の6の43詩吟連盟・津川國神 ☎7182・3426

初秋の手賀教会周辺を訪ねる

日9月26日(火)9時にJR柏駅そごう側改札口集合~14時30分解散(雨天中止) 内柏駅から東武バスで手賀農協前まで乗車~柳戸弘誓院~手賀の丘公園~手賀教会(茅葺の関東最古の教会)~原一族の墓 持参加費600円(資料代含む)、弁当 申・園電話かファクスで9月25日まで 江戸東京史跡文学散歩の会・越岡 ☎7184・2047

第12回我孫子市母親大会

日10月1日(日)13時30分~16時30分 所アビスタホール 内講演会「命に国境はない」、講師:高遠菜穂子さん 対先着2000人 費1000円 園上村 ☎7188・5712

1日マイカー点検教室

日10月11日(水)9時45分~14時30分 所アビスタ 内自動車の仕組み、故障時の対応などの学科と実習 対市内在住で運転免許証をお持ちの方(前回受講された方はご遠慮ください)、35人(応募者多数の場合は抽選) 費無料(昼食付き) 申・園往復ハガキに「1日マイカー点検教室」、住所、氏名、電話番号を明記し、9月25日必着で〒270-1101布佐2787の

我孫子中学校同窓会設立10周年チャリティゴルフ大会

日10月30日(月)(雨天実施) 所我孫子ゴルフ倶楽部 競技方法18ホール(新ペリア方式) 対市内在住・在勤の方、我孫子中学校卒業生、先着160人 費4000円(チャリティを含む)、プレー費1万8000円(昼食代は別途) 申・園往復ハガキ(1枚に4人まで可)に参加者全員の住所・氏名・郵便番号・性別・電話番号・ハンデイヤップ、返信用あて先(様としてください)を明記し、9月30日必着で〒270-11162布施2334の1飯田茂 ☎7182・0974(夜間のみ)

10月の初心者向け講座

Table with columns: 講座名, 単元数, 日時, 受講料. Rows include: パソコン入門講座 (3単元, 10/7 10時30分~), ワード2003講座 (5単元, 10/14 13時~), エクセル2003講座 (5単元, 10/18 13時~), インターネット講座 (4単元, 10/21 13時~), デジタルカメラ講座 (3単元, 10/24 10時30分~), お楽しみ講座 (3単元, 10/27 10時30分~).

※1単元は90分。受講料は、教材費、通信費を含む。 ※お楽しみ講座は、ワード2003講座を修了した方対象。 受付時間 午前10時から午後6時 定員 各講座15人(応募者多数の場合は抽選) 申し込み・園 窓口、または電話かファクスで9月25日までに市民プラザ ☎7183-2111 FAX7183-5300へ

秋のガーデニング教室

狭い場所でも、少々日陰でも、コンテナ(容器)を使って育てられるのが、コンテナガーデンです。 今年の新種のピオラやパンジーとシルバーやアンバーのカラーリーフを集めて、オシャレなコンテナガーデンを作ってみましょう。 来春までお庭で次々と咲き続けてくれます。 日時・場所 表参照 講師 フラワーコーディネーター 定員 24人(アビスタ)、20人(湖北地区公民館) ※応募者多数の場合は、初めて受講される方を優先した上で抽選。 費用 2500円(材料代などを含む) 申し込み 往復ハガキ(1人1枚)に「ガーデニング教室」、教室番号(①か②)を第2希望まで、住所、氏名、性別、年齢、電話番号、返信用あて先(様としてください)を明記し、9月25日必着で〒270-1192市役所公園緑地課(住所省略可)へ 園 公園緑地課・内線544

Table with columns: 番号, 日時, 場所. Rows: ① 10月25日(水) 10時~11時30分 アビスタ, ② 10月25日(水) 13時30分~15時 湖北地区公民館

外国人のための日本語教室

日・所毎週火曜日10時15分〜11時45分...

バドミントン市民大会
日10月7日(土)8時30分受け付け...

家庭婦人バドミントン大会
(ダブルス)
日11月7日(火)8時30分受け付け...

老いに備えて知っておこう
任意後見制度講演会
日9月22日(金)13時〜15時...

ぼしゅう
臨時保育士
任用期間原則6カ月以内(更新)

すずこやかちゃん
前田 芽生ちゃん
(下ヶ戸・1歳3カ月)

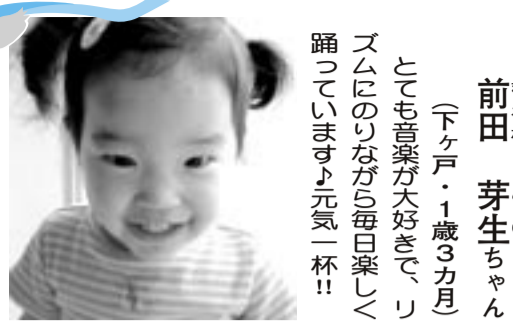


Table with 2 columns: Item, Value. Includes water quality standards for hand-washing basins.

Table with 2 columns: Item, Period. Lists water fees and payment terms.

Table with 2 columns: Category, Count. Shows traffic accident statistics for August.

おしらせ
宝くじの収益金は、市町村の

無料職業紹介所からのお願い
無料職業紹介所では、ひとり親、若年者、障害者を対象とし...

千葉県農業大学校
07年度生徒
◎農学科推薦入学試験:10月31日...

9月22日(金)は自動発行機は休止
市内4カ所に設置されている自動発行機は、機器点検のため...

06年度第1回福祉のしごとエリア面談会(移動相談会)
日10月5日(木)12時30分〜15時30分...

年金・労務のなんでも無料相談会
日毎月第2・4日曜日10時〜15時...

不動産フェア
日9月23日(祝)10時〜15時30分...

講演・催し
▼ジャパンバードフェスティバル応援チャリティーダンスパーティー...

市民伝言板

このコーナーに掲載を希望する方は、広報掲載依頼書(市役所広報室に用意または我孫子市のホームページからダウンロード)に必要な事項を記入のうえ、掲載希望日の1カ月前までに広報室へ提出してください。

公共施設利用の活動は、優先的に場所が確保されているものではありません。

不用品情報

譲ります!!
◎有料で
*浄水器用カートリッジ(2個入り)×4...

会員・仲間募集

▼フランス刺繍 第1・3(水)9時30分〜11時30分。湖北地区公民館。18歳以上で継続して参加できる方、10人。①2000円(材料費別)。手工芸連盟・宮崎 7184・5446



市内のできごとを写真入りでお知らせします

若い世代に向けて我孫子の魅力をPR

広報あじこ「ぷらっと・おでかけ情報」を駅頭で配布



▲天王台北口駅前にて

市では、9月1日の広報あじこの特集「ぷらっと・おでかけ情報」を多くの方に読んでいただくため、市長や市職員が、市内の各駅の駅頭で、乗降客に配布しました。

4日は我孫子・天王台駅、5日は東我孫子、湖北、新木、布佐の各駅で午後6時から、通勤通学帰りの市民や、市内の企業や学校に通勤通学している方に、我孫子の魅力をPRしました。

手賀沼でトライアスロン大会を開催

我孫子市の森田さんが9位に

8月27日(日)「第1回手賀沼トライアスロン」が行われ、15歳から73歳まで329人が参加し、手賀沼大橋や会場にはたくさんの方が応援に駆けつけました。



我孫子市から参加した森田達也さん(中峠在住33歳)は2時間5分29秒と健闘し総合9位でした。森田さんは「地元での初めての記念すべき大会なので優勝を狙いましたが出場者のレベルが高かったです。いろいろなレースに出場していますが、手賀沼はきれいなほうですね」と語っていました。



▶市内1位の森田さん

家屋廃材から木製ベンチが完成

手づくり公園の活動メンバーに元大工さんが協力



湖北台西小学校で安全管理員を勤めている、元大工の山内清吉さんの協力で、湖北台8号公園に、家屋廃材を利用した木製ベンチが3基完成しました。

湖北台8号公園は、市内に12カ所ある手づくり公園のひとつで、いま公園内の花壇では、ペコニアやサルビアが見ごろです。

今年も笑顔で全員ゴール! 「ABIKO チャレンジウオーク 2006」



▲暑い中、みんなと一緒に歩きました。



▲はやくご飯炊けないかな♪



▲今夜の寝床はテントです!

今年の「ABIKOチャレンジ・ウオーク2006」は、8月24日から27日まで、3泊4日の日程で行われました。昨年より2班多い6班(女子4班、男子2班)42人が参加し、つくば市から我孫子市まで約60kmの道のりを約10kgのリュックを背負って歩きました。

チャレンジウオークとは、自然体験、社会体験を通じて、子どもたちに自主性や協調性、忍耐力をつけるために歩く旅で、昨年からは実施しています。

今年は2日間日程を短縮しましたが、つくば市内の循環バスを利用することで、いろいろな施設の見学や、昨年とは違った体験もできました。

宿泊場所では、1日に10軒以上も断られてしまった班や、親切に宿泊させていただいた農家の庭や道を掃除した班もありました。子どもたちは、地域の人たちの温かい気持ちに触れながら、何よりも自らが考え、実行することの大切さを学びました。

ゴール地点のアピスタでは、大勢の方が出迎えるなか、全員が笑顔で元気にゴールしました。

文芸だより

短歌

榎原 敦子 選

手賀沼のはるけき流れあかず見ぬ「けやきプラザ」の展望台に
【評】先月我孫子駅前オープンした「けやきプラザ」。十一階にわが町を一望。羽根ひろげ天女のごとし白鷺は夕日をうけて西空へ舞ふ
【評】我孫子市は鳥との共生を謳う町。中でも夕光に透く白鷺の翼は誠に優美だ。逝きし母の部屋に九月のカレンダー ショートステイの〇印あり
雷鳴が離れてゆけば雨脚のなほ繁かるに西茜さす
したたれる汗拭ひつつ草刈れば小さきカボチャ顔を出しぬ
そこここに新そばの旗ひらめきて真白き花のさやぐ信濃路
鳩が餌をついばむやうにをさな子は飽きることなく小石を拾ふ
荒草に赤き手鞠の隠しあると近づき見れば曼珠沙華の群

皆さんからの投稿をお待ちしています。締め切りは、毎月20日必着。ハガキで一人1作に限ります。「青少年(18歳以下)の部」へ応募する方は、必ず年齢を明記してください。応募先 〒270-1192 市役所広報室(住所省略可)へ

俳句

染谷 卓 選

敬老日みことなまでの鯛の鯛 洪谷多佳子
【評】鯛の中の鯛と云える程のもの。老いを敬う心尽くしの御祝いに感動している。
男子厨房に入りて九月のハンバーグ 壁谷千鶴子
【評】男子厨房に入らず、と教えられ育った昔の男子。ご主人の料理の腕前は?
青き穂に早や舞ひ立ちぬ稲雀 岡本 邦男
序破急の急に入りたる新能 松村 君代
無住寺の庭の箒目涼新た 嘉戸 健治
虚も実もなべて熔けゆく炎暑かな 青山 陽子
追伸に酒酌む誘ひ夏見舞 川上 進也
真孤刈るほつほつ風の新らしく 町田 進

青少年(18歳以下)の俳句・短歌も募集しています

あじこ植物図鑑

文・写真 佐久間俊行

No.229

クスノキ

別名クス、楠・樟
(くすのき科)



八月の半ばに手賀沼公園を訪れると、クスノキが緑色の丸い実をたくさんつけていました。花は五、六月頃で、黄白色の小さな花が咲きます。実は秋になると熟し、黒色に色づきます。クスノキは公園や社寺の境内によく見かけますが、市内の街路樹としても使われています。生長が早く、長寿で、大木に刻などに使われます。

八月の半ばに手賀沼公園を訪れると、クスノキが緑色の丸い実をたくさんつけていました。花は五、六月頃で、黄白色の小さな花が咲きます。実は秋になると熟し、黒色に色づきます。クスノキは公園や社寺の境内によく見かけますが、市内の街路樹としても使われています。生長が早く、長寿で、大木に刻などに使われます。

葉の寿命は一年余りで、春、新葉が出た後、多くの葉を落とします。しかし、その後も落葉があり、八月半ばに公園を訪れた時、緑の葉にまじって、真っ赤に色づいた落葉前の葉を見かけました。

葉は、アオスジアゲハの幼虫が食べることも知られています。